

第11章 地方公務員共済組合番号システム等の開発・運用

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）その他関連法案が平成 25 年 5 月 31 日に公布されたことに伴い、複数の行政機関間において、それぞれの行政機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みが設けられた。年金分野では、年金受給権者が地方公共団体等に各種手当の申請を行う場合の年金関係の書類の添付や、組合員等が各共済組合に年金給付請求等を行う際の提出書類である住民票や課税証明書等の添付の省略が可能となるような仕組みが設けられた。

番号法の施行により、平成 28 年 1 月から行政機関等におけるマイナンバー制度を活用した情報連携が開始された。マイナンバー制度を活用した年金関係の情報連携においては、各共済組合は、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を受けること、また、情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し、利用特定個人情報を提供することとなった。

これを受け、各共済組合から地方公共団体等への情報照会が平成 31 年 4 月から、また、各共済組合から地方公共団体等への情報提供が令和元年 6 月から運用開始となった。

連合会では、各共済組合がマイナンバー制度を活用した情報連携を円滑に実施できるように「地方公務員共済組合番号システム」を開発し、平成 31 年 4 月から運用を行っている。また、各共済組合が地方公共団体等へ情報照会し、住民票に相当する情報等を取得する一連の処理をシステム化するために「包括照会支援システム」を開発し、平成 31 年 4 月から運用を行っている。